

疾患修飾薬導入施設・医師認定における全例登録開始までのフロー

STEP1

中央倫理審査

新たに認定を受けた施設・医師については、共同研究施設、医師として研究プロトコル・説明同意文書に追記し、定期的に分科会事務局から京都大学医の倫理委員会に倫理審査の依頼をさせていただきます。（新規認定施設の数によっては半年～1年の審査依頼となります）

STEP2

各施設の
実施許可申請
および
全例登録システム
設定準備

京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会（IRB）の承認後、分科会事務局から改訂版プロトコル・説明同意文書を各施設にお送りし、実施許可の申請を行っていただくよう、ご依頼をいたします。また、同時にデータ登録のEDCの使用方法等についても分科会事務局からご連絡をいたします。

STEP3

全例登録開始

疾患修飾薬使用症例のデータ登録を行っていただきます。

<問合せ先>

疾患修飾薬導入全例登録日本循環器学会分科会事務局
atrcm.alljapanregistry@gmail.com